

なお、夜勤を行う職員の員数については、当該施設全体で所定の員数を置いていれば足りること（夜勤職員基準第3号）。

また、施設基準第9号にいう入所定員は当該施設全体の入所定員をいうものであり、ユニット部分とユニット部分以外の部分に区分した取扱いが行われるものではない。

(3) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費を算定するための基準について

小規模生活単位型介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護福祉施設サービスが、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分において行われることが必要であること（施設基準第10号）。

(4) やむを得ない措置等による定員の超過

原則として入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。）が入所定員を超える場合は、定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、次の場合には、入所定員に100分の105を乗じて得た数（入所定員が40人を超える場合には、利用定員に2を加えて得た数）までは減算が行われないものである（職員配置等基準第7号イ(1)）。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

① 老人福祉法第11条第一項第2号の規定による市町村が行った措置による入所（同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）によりやむを得ず入所定員を超える場合

② 当該施設の入所者であったものが、指定介護老人福祉施設基準第19条の規定による入院をしていた場合に、当初の予定より早期に施設への再入所が可能となつたときであって、その時点で当該施設が満床だった場合（当初の再入所予定日までの間に限る。）

(5) 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護職員又は看護職員の人員基準欠如等
・部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の介護福祉施設サービス費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位

(2) やむを得ない措置等による定員の超過

原則として入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。）が入所定員を超える場合は、定員超過利用による減算の対象となるが、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、次の場合には、入所定員に100分の105を乗じて得た数（入所定員が40人を超える場合には、利用定員に2を加えて得た数）までは減算が行われないものである（職員配置等基準第7号イ(1)）。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

① 老人福祉法第11条第一項第2号の規定による市町村が行った措置による入所（同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）によりやむを得ず入所定員を超える場合

② 当該施設の人所者であったものが、指定介護老人福祉施設基準第19条の規定による入院をしていた場合に、当初の予定より早期に施設への再入所が可能となつたときであって、その時点で当該施設が満床だった場合（当初の再入所予定日までの間に限る。）

数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（**3：1、3.5：1、4.1：1**）の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。また、小規模生活単位型介護福祉施設サービス費に係る介護職員又は看護職員の人員基準又如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（**3：1**の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第7号口及びハ）。

なお、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の介護福祉施設サービス費又は小規模生活単位型介護福祉施設サービス費に係る看護職員の人員基準又如による減算及び夜勤体制による減算は、当該施設全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること。

(例) 指定介護老人福祉施設（入所者 90 人、介護・看護職員 30 人）が一部小規模生活単位型介護老人福祉施設（ユニット部分の入所者 30 人、ユニット部分以外の部分の入所者 60 人）に転換した場合において、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分の入所者 30 人に対し、2：1 の職員配置で介護・看護職員を 15 人配置し（小規模生活単位型介護老人福祉施設サービス費を算定）、転換前の介護・看護職員数を維持するために、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分の入所者 60 人に対し介護・看護職員を 15 人しか配置しないとすると、3.5：1 の職員配置を満たさないが、4.1：1 の職員配置を満たすため、介護老人福祉施設サービス費（Ⅲ）（**4.1：1** の職員配置）の所定単位数を算定する。

(3) 介護支援専門員の人員基準欠如
介護支援専門員については、平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置により、介護の提供に係る計画等の作成に關し経験のある生活相談員等の配置でよいこととされていることから、平成 15 年 3 月 31 日までは、介護支援専門員がないことによつて、人員基準欠如による所定単位数の減算が行われることはないものであること。

(4) 機能訓練指導員に係る加算について
2 の (4) を準用する。

(5) 精神科を担当する医師に係る加算について
2 の (4) を準用する。

- ① 注7に規定する「痴呆の症状を呈する入所者」とは、次のいずれかに該当する者とすること。
イ 医師が痴呆と診断した者
ロ なお、旧措置入所者にあっては、上記イにかかわらず、従来の「老人福祉法による特別養護老人ホームにおける痴呆性老人等介護加算制度について」(平成6年9月30日老計第131号)における痴呆性老人介護加算の対象者に該当している場合は、医師の診断は必要としない。
- ② 精神科を担当する医師に係る加算を算定しようとするとする施設は、常に、痴呆の症状を呈する入所者の数を的確に把握する必要があること。
- ③ 注7において「精神科を担当する医師」とあるのは、精神科を標準としている医療機関において精神科を担当している医師を指すものであることが原則であるが、過去に相当期間、精神科を担当する医師であった場合や精神保健指定医の指定を受けているなど、その専門性が担保されていると判断できる場合は算定できる。
- ④ 精神科を担当する医師について、注6による常勤の医師に係る加算が算定されている場合は、注5の規定にかかわらず、精神科を担当する医師に係る加算は算定されないものであること。
- ⑤ 健康管理を担当する指定介護老人福祉施設の配置医師(嘱託医)が1名であり、当該医師が精神科を担当する医師も兼ねる場合は、配置医師として勤務する回数のうち月4回(1回あたりの勤務時間3～4時間程度)までは加算の算定の基礎としないものであるること。(例えば、月6回配置医師として勤務している精神科を担当する医師の場合：6回－4回=2回となるので、当該費用を算定できること。)
- ⑥ 入所者に対し療養指導を行った記録等を残しておくこと。
- (6) 障害者生活支援員に係る加算について
- ① 注6の「視覚障害者等」については、厚生大臣が定める者等(平成12年2月厚生省告示第23号。以下「23号告示」という。)第12号において「視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者」としたところであるが、より具体的には以下の者が該当するものであること。
イ 視覚障害者
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項

- ① 注5に規定する「痴呆の症状を呈する入所者」とは、次のいずれかに該当する者とすること。
イ 医師が痴呆と診断した者
ロ なお、旧措置入所者にあっては、上記イにかかわらず、従来の「老人福祉法による特別養護老人ホームにおける痴呆性老人等介護加算制度について」(平成6年9月30日老計第131号)における痴呆性老人介護加算の対象者に該当している場合は、医師の診断は必要としない。
- ② 精神科を担当する医師に係る加算を算定しようとするとする施設は、常に、痴呆の症状を呈する入所者の数を的確に把握する必要があること。
- ③ 注5において「精神科を担当する医師」とあるのは、精神科を標準としている医療機関において精神科を担当している医師を指すものであること。
- ④ 精神科を担当する医師について、注4による常勤の医師に係る加算が算定されている場合は、注5の規定にかかわらず、精神科を担当する医師に係る加算は算定されないものであること。
- ⑤ 健康管理を担当する指定介護老人福祉施設の配置医師として勤務が、精神科を担当する医師も兼ねる場合は、配置医師として勤務する回数のうち月4回(1回あたりの勤務時間3～4時間程度)までは加算の算定の基礎としないものであること。(例えば、月6回配置医師として勤務している精神科を担当する医師の場合：6回－4回=2回となるので、当該費用を算定できること。)
- ⑥ 入所者に対し療養指導を行った記録等を残しておくこと。
- (6) 障害者生活支援員に係る加算について
- ① 注6の「視覚障害者等」については、厚生大臣が定める者等(平成12年2月厚生省告示第23号。以下「23号告示」という。)第12号において「視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者」としたところであるが、より具体的には以下の者が該当するものであること。
イ 視覚障害者
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項

の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の障害の程度が1級又は2級若しくは、これに準ずる視覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者

口 聴覚障害者

身体障害者手帳の障害の程度が2級又はこれに準ずる聽覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者
ハ 言語機能障害者

身体障害者手帳の障害の程度が3級又はこれに準ずる言語機能障害等の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる言語機能障害を有する者
ニ 知的障害者

「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付厚生省発児第156号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知)第五の2の規定により交付を受けた療育手帳の障害の程度が「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日児発第725号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知)(以下「局長通知」という。)の第三に規定するA(重度)の障害を有する者又は知的障害者福祉法第12条の規定に基づき各都道府県・指定都市が設置する知的障害者更生相談所において障害の程度が、局長通知の第三に規定する重度の障害を有する者

- ② 注8の「入所者の数が15人以上」という障害者生活支援員に係る加算の算定要件は、視覚障害者、聽覚障害、言語機能障害及び知的障害者の合計数が15人以上であれば満たされるものであること。この場合の障害者生活支援員の配置については、それぞれの障害に對応できる専門性を有する者が配置されていることが望ましいが、例えば、視覚障害に對応できる常勤専従の障害者生活支援員に加えて、聽覚障害、言語機能障害及び知的障害に対応できる非常勤職員の配置又は他の職種が兼務することにより、適切な生活の支援を行うことができれば、当該加算の要件を満たすものとする。
- ③ 知的障害を有する者に対する障害者生活支援員の要件(23号告

の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の障害の程度が1級又は2級若しくは、これに準ずる視覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者

口 聴覚障害者

身体障害者手帳の障害の程度が2級又はこれに準ずる聽覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者
ハ 言語機能障害者

身体障害者手帳の障害の程度が3級又はこれに準ずる言語機能障害等の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる言語機能障害を有する者
ニ 知的障害者

「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付厚生省発児第156号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知)第五の2の規定により交付を受けた療育手帳の障害の程度が「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日児発第725号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知)(以下「局長通知」という。)の第三に規定するA(重度)の障害を有する者又は知的障害者福祉法第12条の規定に基づき各都道府県・指定都市が設置する知的障害者更生相談所において障害の程度が、局長通知の第三に規定する重度の障害を有する者

- ② 注6の「入所者の数が15人以上」という障害者生活支援員に係る加算の算定要件は、視覚障害者、聽覚障害、言語機能障害及び知的障害者の合計数が15人以上であれば満たされるものであること。この場合の障害者生活支援員の配置については、それぞれの障害に對応できる専門性を有する者が配置されていることが望ましいが、例えば、視覚障害に對応できる常勤専従の障害者生活支援員に加えて、聽覚障害、言語機能障害及び知的障害に対応できる非常勤職員の配置又は他の職種が兼務することにより、適切な生活の支援を行なうことができれば、当該加算の要件を満たすものとする。
- ③ 知的障害を有する者に対する障害者生活支援員の要件(23号告

示第 13 号ハ)としては、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に規定する知的障害者福祉司の資格を有する者のほか、同法第 19 条第 1 項に規定する知的障害者援護施設における指導員、看護婦等で入所者の処遇実務経験 5 年以上の者とする。

(9) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費における居住費に係る加算について

注 9 の加算(以下「居住費対策加算」という。)は、小規模生活単位型介護福祉施設サービスが、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分において行われるものであって、かつ、ユニットが、建築時に国の負担金若しくは都道府県等の補助金(国が社会福祉施設等施設整備費補助金を交付するものに限る。)又はこれらに準ずるものを受けたものでない場合に算定される(施設基準第 11 号)。なお、「建築時」とあるものは、新築、増築又は改築のときを指すが、既存の建物を改修してユニットを造る場合には、当初の建築時と改修時の双方を指すものとするほか、その整備が既存の建物の買収又は改造成によって行われたものであるときは、「建築時」とあるのは「買収又は改造成時」と読み替えるものとする。

居住費対策加算は、介護保険法第 48 条第 2 項第 2 号に規定する標準負担額(又は介護保険法施行法第 13 条第 4 項第 2 号に規定する特定標準負担額)が 1 日につき 500 円である入所者については 33 単位、当該標準負担額(又は当該特定標準負担額)が 1 日につき 300 円(又は 300 円未満)である入所者については 66 単位の単位数を算定できる(告示第 23 号第 15 号)。

ただし、1 日につき別に厚生労働大臣が定める 1 単位の単価に 33 単位(又は 66 単位)を乗じて得た額が、当該施設においてユニットを提供することに伴い必要となる費用の額(居住費)の 1 口当たりの額を上回る場合には、当該 1 日の額を単価で除した単位数(当該単位数に小数点未満の端数があるときは、その端数は四捨五入するものとする。)を算定するものとする。

(例) 1 日当たりの居住費対策加算 $(66 \text{ 単位} \times 10.48 \text{ 円} / \text{単位} = 691.68 \text{ 円} \rightarrow 691 \text{ 円})$ が 1 日当たりの居住費(500 円)を上回る場合(地域区分は特別区)

$500 \text{ 円} \div 10.48 \text{ 円} / \text{単位} = 47.7 \rightarrow 48$ 単位の単位数を算定
なお、当該加算の対象者については、標準負担額(又は特定標準

示第 13 号ハ)としては、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に規定する知的障害者福祉司の資格を有する者のほか、同法第 19 条第 1 項に規定する知的障害者援護施設における指導員、看護婦等で入所者の処遇実務経験 5 年以上の者とする。

(9) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費における居住費に係る加算について

注 9 の加算(以下「居住費対策加算」という。)は、小規模生活単位型介護福祉施設サービスが、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分において行われるものであって、かつ、ユニットが、建築時に国(国が社会福祉施設等施設整備費補助金を交付するものに限る。)又はこれらに準ずるものを受けたものでない場合に算定される(施設基準第 11 号)。なお、「建築時」とあるものは、新築、増築又は改築のときを指すが、既存の建物を改修してユニットを造る場合には、当初の建築時と改修時の双方を指すものとするほか、その整備が既存の建物の買収又は改造成によって行われたものであるときは、「建築時」とあるのは「買収又は改造成時」と読み替えるものとする。

居住費対策加算は、介護保険法第 48 条第 2 項第 2 号に規定する標準負担額(又は介護保険法施行法第 13 条第 4 項第 2 号に規定する特定標準負担額)が 1 日につき 500 円である入所者については 33 単位、当該標準負担額(又は当該特定標準負担額)が 1 日につき 300 円(又は 300 円未満)である入所者については 66 単位の単位数を算定できる(告示第 23 号第 15 号)。

ただし、1 日につき別に厚生労働大臣が定める 1 単位の単価に 33 単位(又は 66 単位)を乗じて得た額が、当該施設においてユニットを提供することに伴い必要となる費用の額(居住費)の 1 口当たりの額を上回る場合には、当該 1 日の額を単価で除した単位数(当該単位数に小数点未満の端数があるときは、その端数は四捨五入するものとする。)を算定するものとする。

(例) 1 日当たりの居住費対策加算 $(66 \text{ 単位} \times 10.48 \text{ 円} / \text{単位} = 691.68 \text{ 円} \rightarrow 691 \text{ 円})$ が 1 日当たりの居住費(500 円)を上回る場合(地域区分は特別区)

$500 \text{ 円} \div 10.48 \text{ 円} / \text{単位} = 47.7 \rightarrow 48$ 単位の単位数を算定
なお、当該加算の対象者については、標準負担額(又は特定標準

負担額）の減額に係る認定証（介護保険法施行規則第79条の3第4項に規定する認定証をいいう。）を参考にすること。

(10) 入所者が入院し、又は外泊したときの費用の算定について
① 注10により入院又は外泊時の費用の算定について、入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して7泊の入院又は外泊を行う場合は、6日と計算されること。

(例)

入院又は外泊期間：3月1日～3月8日(8日間)

3月1日 入院又は外泊の開始……所定単位数を算定

3月2日～3月7日(6日間)……1日につき320単位を算定可

3月8日 入院又は外泊の終了……所定単位数を算定

② 入所者の入院又は外泊の期間中にそのまま退所した場合は、退所した日の外泊時の費用は算定できる。また、入所者の外泊の期間中にそのまま併設医療機関に入院した場合には、入院日以降について外泊時の費用は算定できない。

③ 入所者の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院又は外泊時の費用の算定期間中には、当該入所者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該入所者の同意があれば、そのベッドを短期入所生活介護又に活用することは可能であること。ただし、この場合に、入院又は外泊時の費用は算定できないこと。

④ 入院又は外泊時の取扱い

イ 入院又は外泊時の費用の算定にあたって、1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は、最大で連続13泊(12日分)まで入院又は外泊時の費用の算定が可能であること。

(例)月をまたがる入院の場合

入院期間：1月25日～3月8日

1月25日 入院……所定単位数を算定

1月26日～1月31日(6日間)…1日につき320単位を算定可

2月1日～2月6日(6日間)…1日につき320単位を算定可

2月7日～3月7日…費用算定不可

3月8日 退院……所定単位数を算定

ロ 「外泊」には、入所者の親戚の家における宿泊、子供又はその家族と旅行に行く場合の宿泊等も含むものであること。
ハ 外泊の期間中は、当該入所者については、居宅介護サービス

(7) 入所者が入院し、又は外泊したときの費用の算定について
① 注7により入院又は外泊時の費用の算定について、入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して7泊の入院又は外泊を行う場合は、6日と計算されること。

(例)

入院又は外泊期間：3月1日～3月8日(8日間)

3月1日 入院又は外泊の開始……所定単位数を算定

3月2日～3月7日(6日間)…1日につき320単位を算定可

3月8日 入院又は外泊の終了……所定単位数を算定

② 入所者の入院又は外泊の期間中には、当該入所者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該入所者の同意があれば、そのベッドを短期入所生活介護又に活用することは可能であること。ただし、この場合に、入院又は外泊時の費用は算定できること。

③ 入院又は外泊時の取扱い
イ 入院又は外泊時の費用の算定にあたって、1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は、最大で連続13泊(12日分)まで入院又は外泊時の費用の算定が可能であること。

(例)月をまたがる入院の場合

入院期間：1月25日～3月8日

1月25日 入院……所定単位数を算定

1月26日～1月31日(6日間)…1日につき320単位を算定可

2月1日～2月6日(6日間)…1日につき320単位を算定可

2月7日～3月7日…費用算定不可

3月8日 退院……所定単位数を算定

ロ 「外泊」には、入所者の親戚の家における宿泊、子供又はその家族と旅行に行く場合の宿泊等も含むものであること。
ハ 外泊の期間中は、当該入所者については、居宅介護サービス

- 費は算定されないものであること。
- 二 「入院」の場合、必要に応じて、入退院の手続きや家族等への連絡調整、情報提供などの業務にあたること。
- (11) 初期加算について
- ① 入所者については、指定介護老人福祉施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から 30 日間に限って、1 日につき 30 単位を加算すること。
- ② 「入所日から 30 日間」中に外泊を行った場合、当該外泊を行つている間は、初期加算を算定できないこと。
- ③ 当該施設における過去の入所及び短期入所生活介護との関係 初期加算は、当該入所者が過去 3 月間(ただし、「自立度判定基準」によるランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する者の場合は過去一ヶ月間とする。)の間に、当該指定介護老人福祉施設に入所した場合に限り算定できることとする。

なお、当該指定介護老人福祉施設の併設又は空床利用の短期入所生活介護(単独型の場合であっても 1 の(2)の②に該当する場合を含む。)を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該施設に入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期入所生活介護の利用日数を 30 日から除して得た日数に限り算定するものとする。

④ 30 日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合は、
③にかかるらず、初期加算が算定されるものであること。

(12) 退所時等相談援助加算

① 退所前後訪問相談援助加算

イ 退所前の訪問相談援助については、入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立つて、入所者が退所後生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に、入所中 1 回に限り加算を行うものであるが、入所後早期に退所に向けた訪問相談援助の必要があると認められる場合には、2 回の訪問相談援助について加算が行われるものであること。この場合にあっては、1 回目の訪問相談援

- 費は算定されないものであること。
- 二 「入院」の場合、必要に応じて、入退院の手続きや家族等への連絡調整、情報提供などの業務にあたること。
- (8) 初期加算について
- ① 入所者については、指定介護老人福祉施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から 30 日間に限って、1 日につき 30 単位を加算すること。
- ② 「入所日から 30 日間」中に外泊を行つた場合、当該外泊を行つている間は、初期加算を算定できないこと。
- ③ 当該施設における過去の入所及び短期入所生活介護との関係 初期加算は、当該入所者が過去 3 月間(ただし、「自立度判定基準」によるランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する者の場合は過去一ヶ月間とする。)に該当する者に「自立度判定基準」(平成 5 年 10 月 26 日老健第 135 号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「自立度判定基準」という。)によるランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する者の場合は過去 1 月間とする。)の間に、当該指定介護老人福祉施設に入所したことがない場合に限り算定できることとする。

なお、当該指定介護老人福祉施設の併設又は空床利用の短期入所生活介護(単独型の場合であっても 1 の(2)の②に該当する場合を含む。)を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合には、初期加算は入所直前の短期入所生活介護の利用日数を 30 日から除して得た日数に限り算定するものとする。

- ④ 30 日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合は、
③にかかるらず、初期加算が算定されるものであること。
- (9) 退所時等相談援助加算

- ① 退所前後訪問相談援助加算
- イ 退所前の訪問相談援助については、入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立つて、入所者が退所後生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に、入所中 1 回に限り加算を行うものであるが、入所後早期に退所に向けた訪問相談援助の必要があると認められる場合には、2 回の訪問相談援助について加算が行われるものであること。この場合にあっては、1 回目の訪問相談援

助は退所を念頭においていた施設サービス計画の策定に当たって行わるものであり、2回目の訪問相談援助は退所後在家又は社会福祉施設等における生活に向けた最終調整を目的として行われるものであること。

ロ 退所前訪問相談援助加算は退所日に算定し、退所後訪問相談援助加算は訪問日に算定するものであること。

ハ 退所前後訪問相談援助加算は、次の場合には、算定できないものであること。

- a 退所して病院又は診療所へ入院する場合
 - b 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
 - c 死亡退所の場合
- 二 退所前後訪問相談援助は、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行うこと。
亦 退所前後訪問相談援助は、入所者及びその家族等のいざれにも行うこと。
- ヘ 退所前後訪問相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。

- ② イ 退所時相談援助の内容は、次のようなものであること。
- a 食事、入浴、健康管理等在宅又は社会福祉施設等における生活に関する相談援助
 - b 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助
 - c 家屋の改善に関する相談援助
 - d 退所する者の介助方法に関する相談援助
- ロ ①のハからまでは、退所時相談援助加算について準用する。
- ③ 退所前連携加算
- イ 退所前連携加算については、人所期間が1月を超える入所者の退所に先立つて、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に、人所者1人につき1回に限り退所日に加算を行うものであること。

- ロ 退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行うこと。
- ハ ①のハ及びニは、退所前連携加算について準用する。

助は退所を念頭においていた施設サービス計画の策定に当たって行わるものであり、2回目の訪問相談援助は退所後在家又は社会福祉施設等における生活に向けた最終調整を目的として行われるものであること。

ロ 退所前訪問相談援助加算は退所日に算定し、退所後訪問相談援助加算は訪問日に算定するものであること。

ハ 退所前後訪問相談援助加算は、次の場合には、算定できないものであること。

- a 退所して病院又は診療所へ入院する場合
 - b 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
 - c 死亡退所の場合
- 二 退所前後訪問相談援助は、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行うこと。
亦 退所前後訪問相談援助は、入所者及びその家族等のいざれにも行うこと。
- ヘ 退所前後訪問相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。
- ② イ 退所時相談援助の内容は、次のようなものであること。
- a 食事、入浴、健康管理等在宅又は社会福祉施設等における生活に関する相談援助
 - b 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助
 - c 家屋の改善に関する相談援助
 - d 退所する者の介助方法に関する相談援助
- ロ ①のハからまでは、退所時相談援助加算について準用する。
- ③ 退所前連携加算
- イ 退所前連携加算については、人所期間が1月を超える入所者の退所に先立つて、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に、人所者1人につき1回に限り退所日に加算を行うものであること。

- ロ 退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行うこと。
- ハ ①のハ及びニは、退所前連携加算について準用する。